

青森南高等学校いじめ防止基本方針

青森県立青森南高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

教育は、知・徳・体のバランスのとれた人づくりにある。大人への階段を昇りゆく生徒が集う本校では、その崇高な目的を見据え、生徒が夢と志をもって学びを深め、自立した社会人に成長していけるよう教育活動に取り組んでいる。その学びの場は、生徒が集団の中で良好な人間関係を築き前向きに学習に取り組んでいける環境が保障されていなければならない。しかし、学校内外におけるいじめがきっかけとなり、不登校になったり、自殺を図ろうとするなど、痛ましい事案が全国的に発生している。いじめは、著しい人権侵害であるばかりでなく、学校の最も大切な学習環境を損ねる行為であり、絶対に許されない行為である。

そのため、本校では集団の中で生徒が健全に切磋琢磨し充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止体制を整え、その未然防止を図るとともに、いじめが認知された場合においては適切かつ速やかに解決するために、「学校いじめ防止基本方針」をここに定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どのような生徒に対しても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止とは、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」など、周囲に生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立教育研究所の要約引用)

- ・嫉妬心 (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲 (相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・愉快犯 (遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性 (強いものに追従する、数の多い側に入りたい)
- ・嫌悪感 (感覚的に相手を遠ざけたい)

- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

（４）いじめの態様

①いじめの態様には、以下のものが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、冷やかす、仲間外し、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等

②けんかやふざけ合いであっても、見えない場所で被害が発生している場合もあるので、背景にある調査を行い、生徒が感じる被害性等に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

３ いじめの防止

いじめへ対応するためには、予防的な取り組みが求められる。

学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

（１）学習指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせるための、一人一人に配慮した授業展開

（２）特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

（３）相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施（４月、その他学期毎に実施する）
- ・教育相談の充実（外部カウンセラーを招聘し、希望者へ定期的に実施する）

（４）定期的調査の実施

- ・いじめアンケートの実施（６月、１０月、２月）

（５）人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

（６）情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引き継ぎ

（７）情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(8) 保護者・地域との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」、「学校いじめ防止基本方針」等の周知
- ・学校公開の実施

4 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

別紙 1

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙 2

(4) 早期発見のための手だて

① 日常の生徒観察

様子がおかしいと感じた生徒がいる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「いじめ防止対策委員会」または「生徒支援委員会」で指導方法を検討し、問題の早期解決を図る。

② 面談及びいじめアンケートの実施

定期的な面談やいじめアンケート（年3回）を実施し、生徒の人間関係に係る悩みを把握し、いじめがない学校づくりを目指す。

5 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

② いじている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解

し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を身に付けさせることが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・自己有用感を味わせる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気づいたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、下記のように一体的な対応をすることが重要である。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導
- ・保護者への対応方法の相談

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合への対処
- ・犯罪等の違法行為がある場合への対処

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

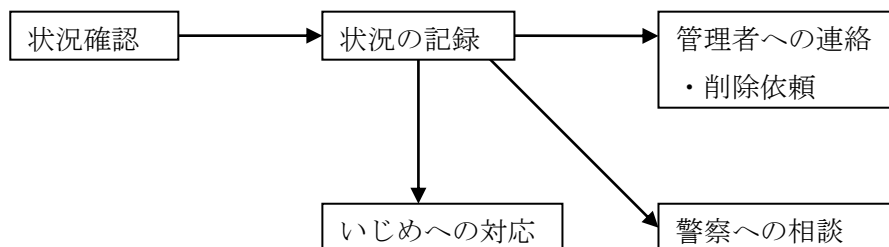
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者に送信すること、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をすること、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載することなどが、ネットいじめであり犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発
 - ・フィルタリングの促進
 - ・保護者の見守り
- ②情報モラルの涵養に向けた教育の充実
- ③ネット社会についての講話(防犯)の充実

(3) ネットいじめへの対処

- ①ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報収集
 - ・ネットパトロール
- ②不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている疑いがある状況。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額な金額を奪い取られた場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状況。
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席がある場合

(2) 重大事態時の報告・連絡・協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告する。学校が調査主体の場合、本校のいじめ防止対策委員会が問題解決に努める。学校の設置者が調査主体の場合、県教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

8 いじめの解消

- (1) いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること
- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

9 評価

保護者及び教職員に対する学校評価の結果をもとに「いじめ防止対策委員会」で状況を分析し、職員会議で報告することによって教職員の共通理解を図る。また、学校評議員会及びPTA総会等で取り組みの結果を報告し、意見を求め、今後の改善を目指す。